

「第106回北海道国土利用計画審議会（書面開催）における委員質疑等への回答について」

番号	変更案件名	関係市町村名	委員名	質疑等	対応等
1	中標津農業地域の縮小	中標津町	武野委員	<p>①説明文5Pの航空写真および他の既存地図によると、「隣接する工業地」に該当するのは西南側の乳業工場しか見受けられず、他の2方は住宅地、残る1方は河川および河川敷と思われる。「一体的な土地利用」とは、当該乳業工場との一体的利用を指すのか。</p> <p>②同上航空写真の黄色い線区分の土地に連続して西方に草地が見受けられる。この土地の現状はどのようになっているか。</p> <p>計画変更後の土地利用は、重要な要素であり、概要の説明にある「隣接する工業地と一体的な土地利用を図るため」だけでは分かりにくい。対面開催であれば、補足的な口頭説明も期待できるが、書面開催の場合、より丁寧な対応を要望する。</p>	<p>①ご認識のとおり、変更箇所は乳業工場の建替や機能拡充のための予定地として、一体的に利用される予定となっています。</p> <p>②変更箇所の西方は第1種中高層住居専用地域に指定されていますが、現在は未利用地となっています。今回の変更にあわせ中標津町が準工業地域に変更し、変更箇所も含めた一体の工業地として利用される予定となっています。</p> <p>案件内容の説明に際し、プライバシー保護の観点や法人等の事業活動に支障が生じるおそれがあるなど、本来、非公開とすべき内容に関連していると詳細なご説明が難しい場合がありますが、できる限りより丁寧な対応・説明に努めてまいります。</p>
1	中標津農業地域の縮小	中標津町	永野委員	<p>予定地内には二級河川が存在するが、周辺に希少種の植物や動物等の存在の有無は確認済みか。</p>	<p>中標津町に確認したところ、該当地では、希少動植物の調査・確認を行った情報や希少種の存在に係る活動等の情報もなく、町花であるエゾリンドウの生息も確認はされておりません。</p> <p>また、当該地区は、都市地域と農業地域の重複のみで、現状原野となっている農業地域を縮小するもので、自然保全地域外であるとともに、国又は道で定める生息地等保護区にも含まれておりません。</p> <p>なお、樹木が茂っていますが、町で策定した緑の基本計画においても、エゾリンドウ群生地や既存樹林地の保全を重点的に図る場所等としての緑化重点地区にも、指定された地域ではありません。</p>
1	中標津農業地域の縮小	中標津町	川村委員	<p>近隣に二級河川「中標津川」があるが、この地域において、過去に水害は発生していないと考えて良いか？また、地形的な状況（河川との高低差）も写真では分からないので、説明願う。</p>	<p>当該地区は、北西部から南東部（標津川）にかけて、傾斜地となっており、高低差は最大6.0mあります。</p> <p>想定浸水深については、想定最大規模降雨（1000年に1回程度発生する降雨）では、当該地区全域が0.5～5.0m未満が浸水する想定となっています。</p> <p>用途地域を決定する町としても、第1種住居地域部分は、周辺の住宅地との一体性も考慮し、想定浸水深が0.5m未満の部分のみとし、想定浸水深が3～5m未満の想定がある部分については、用途地域の決定とあわせて都市計画法による「特別用途地区」(注)を指定し住宅や500㎡を超える店舗等の集客施設等を規制することにより災害リスクを低減することとしています。</p> <p>過去の河川氾濫については、ありません。</p> <p>また、当該地区が災害イエローゾーンではないかというご指摘については、土砂災害警戒区域の指定はありませんが、上述のとおり浸水想定区域として0.5～5.0mの指定があります。</p> <p>注) 特別用途地区・・・用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定するもので、市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。</p>
1	中標津農業地域の縮小	中標津町	藤田委員	<p>新たに用途地域（準工業地域、第1種住居地域）を指定するためとの事であるが、標津川に近接しており浸水の心配がある。想定浸水深及び過去に降雨により河川氾濫等がなかったか教えていただきたい。</p> <p>※当該地区は災害イエローゾーンではないか。</p>	<p>当該地区は、北西部から南東部（標津川）にかけて、傾斜地となっており、高低差は最大6.0mあります。</p> <p>想定浸水深については、想定最大規模降雨（1000年に1回程度発生する降雨）では、当該地区全域が0.5～5.0m未満が浸水する想定となっています。</p> <p>用途地域を決定する町としても、第1種住居地域部分は、周辺の住宅地との一体性も考慮し、想定浸水深が0.5m未満の部分のみとし、想定浸水深が3～5m未満の想定がある部分については、用途地域の決定とあわせて都市計画法による「特別用途地区」(注)を指定し住宅や500㎡を超える店舗等の集客施設等を規制することにより災害リスクを低減することとしています。</p> <p>過去の河川氾濫については、ありません。</p> <p>また、当該地区が災害イエローゾーンではないかというご指摘については、土砂災害警戒区域の指定はありませんが、上述のとおり浸水想定区域として0.5～5.0mの指定があります。</p> <p>注) 特別用途地区・・・用途地域を補完する地域地区で、地区の特性にふさわしい土地利用の増進、環境の保護など、特別の目的の実現を図るために指定するもので、市町村が、地域の特性に応じて、用途地域による用途制限の強化または緩和を定めることができます。</p>